

○岡山県警察職員再任用事務取扱要綱の制定について(通達)

(平成 20 年 3 月 27 日岡務第 256 号警察本部長例規)

改正 平成 21 年 3 月岡務第 195 号 平成 21 年 3 月第 229 号
平成 24 年 3 月岡務第 287 号 平成 28 年 1 月 20 日岡務第 49 号
平成 28 年 3 月 24 日岡務第 252 号 平成 29 年 1 月 5 日岡務第 7 号、岡生企第 8 号、岡交企第 6 号
平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号 令和 5 年 2 月 22 日岡務第 168 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察職員再任用事務取扱要綱を制定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

岡山県警察職員再任用事務取扱要綱

第 1 趣旨

この要綱は、岡山県警察における職員の再任用に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

- (1) 定年前再任用とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 及び職員の定年等に関する条例(昭和 59 年岡山県条例第 16 号)第 11 条の規定により採用されることをいう。
- (2) 暫定再任用とは、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年岡山県条例第 43 号。以下「改正等条例」という。)附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用されることをいう。

第 3 再任用の勤務条件

1 任期

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の任期は、地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項の規定により採用の日から定年退職日相当日までとする。
- (2) 暫定再任用職員(改正等条例附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)の任期は、同条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により 1 年を超えない範囲とし、原則として採用され、又は任期を更新された年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 勤務形態及び勤務時間

- (1) 再任用する職員の官職、等級、勤務形態及び勤務時間は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響、職務の内容、職員の処遇等を総合的に勘案して決定するものとする。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務形態は、短時間勤務とし、勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする。
- (3) 暫定再任用職員の勤務形態は、フルタイム勤務又は短時間勤務とし、それぞれの勤務時間は、次に定めるとおりとする。
 - ア フルタイム勤務 休憩時間を除き1週間当たり38時間45分
 - イ 短時間勤務 休憩時間を除き1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内

第4 再任用の手続

1 制度の周知

再任用(任期の更新を含む。以下同じ。)の制度については、該当する職員その他関係者に対して、あらかじめ、制度の概要、勤務条件、手続等を周知するよう努めるものとする。

2 希望の調査

再任用の希望の有無については、職員の区分に応じ、次に掲げる様式により毎年6月30日までに調査を行うものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用に関する意向調査書(様式第1号)
- (2) 暫定再任用職員 暫定再任用に関する意向調査書(様式第2号)

3 再任用計画の策定等

再任用の計画は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を総合的に勘案し、策定するものとする。

4 再任用の希望の受付

- (1) 再任用を希望する者は、職員の区分に応じ、次に掲げる再任用に関する希望及び推薦に関する書類(以下「希望・推薦書」という。)を作成し、所属長に提出するものとする。

ア 定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用に関する希望・推薦書(様式第3号)

イ 暫定再任用職員 暫定再任用に関する希望・推薦書(様式第4号)

- (2) 所属長は、希望・推薦書の提出を受けたときは、当該希望・推薦書の所定欄に適任と認められる職務、健康状態、推薦理由その他必要な事項を記入し、警務部警務課長に提出するものとする。

5 選考の方法

警務部警務課長は、希望・推薦書を提出した者のうち、次に掲げる事項を総合的に勘案して再任用しようとする候補者を選考し、警察本部長に上申するものとする。

- (1) 職員としての最近3年間における勤務実績(任期を更新する場合は、当該更新直前の任期の勤務実績)
- (2) 退職又は任期の更新前に有していた知識、技能等の保有状況
- (3) 健康状態
- (4) 再任用しようとする官職に対する意欲、適性等
- (5) 再任用しようとする官職にふさわしい資格、経歴等

6 選考結果の通知

警察本部長は、候補者を決定したときは、候補者の区分に応じ、定年前提任候補者決定通知書(様式第5号)又は暫定再任用候補者決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

第5 定年前提任候補者の同意

警務部警務課長は、定年前提任を希望する者が第4の6の規定による通知を受けた場合において、職員の定年等に関する規則(昭和60年岡山県人事委員会規則第2号)第8条第1項の規定により、定年前提任に関する同意書(様式第7号)を速やかに提出するよう求めるものとする。

第6 任期の更新

暫定再任用職員の勤務実績が良好である場合であって、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で任期を更新することができる認められるときは、その任期を更新することができる。この場合において、改正等条例附則第3条第5項(改正等条例附則第4条第3項において準用する場合を含む。)に規定する任期の更新に係る職員の同意は、当該職員に、暫定再任用に関する希望・推薦書を所属長に対して提出させることにより、当該同意があったものとみなすものとする。

なお、任期の更新に関するその後の手続は、第4の4(2)、5及び6の規定を準用するものとする。

第7 その他

この例規通達に定める様式による文書は、警務部警務課において3年間保存するものとする。